

## 千葉県ギャンブル等依存症対策推進計画（案）に関する意見募集結果について

### 1. 意見募集期間

令和4年2月17日（木）から令和4年3月14日（月）まで

### 2. 意見の提出状況

(1) 意見の提出者数 12名（個人及び法人）

(2) 延べ意見数 21件

(3) 提出方法 メール及びFAX

### 3. 提出された意見と県の考え方

※取りまとめ上、趣旨を損なわない範囲で意見を要約しています。

No	頁	意見数	意見の概要	県の考え方
1	17	1	(2)ぱちんこ事業者における取組み「ATMの撤去等に取り組みます」の表記については、国の「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」に準じて『ATM等の撤去等』と表記されており、同様の表記にすべき。	ギャンブル等依存症対策推進関係者会議議事録や基本計画のパブリックコメント等を確認させていただき、ATM以外にもデビットカードによって購入しぱちんこができるシステムが導入されていることなど、ATM以外にも遊技できる仕組みがあるため、「ATM等の撤去等」に修正します。
2	17	4	公営競技において20歳未満の者の入場を防ぐため、警備員の目視といった対応ではなく、煙草の「タスポ」のような仕組みを導入すべき。	関係事業者には、計画策定段階から参加していただいております。本計画策定後に開催するギャンブル等依存症対策推進協議会にも参加いただく予定ですので、いただいた未成年者の入場制限についての御意見は、この場において共有してまいります。
3	17	2	公営競技のインターネットアクセス制限は、ギャンブル等依存症者が一度申告しても、当事者自身により再び解除できる。一度申告したら生涯にわたって解除できない仕組みを導入すべき。	ギャンブル等依存症者のアクセス制限については、強制できるものではないため、自ら申請をされた方が再度のめり込まないようにする取組みが必要であると考えます。 いただいた御意見を参考に、再発防止策の取組を進めてまいります。
4	16	1	ぱちんこ事業者における取組みで従業員に対するギャンブル等依存症に関する正しい知識等を教育する講習の実施が記載されているが、教	予防教育については、教育した方々が具体的に活動することが重要であるとの御意見のとおりであり、本計画を進めていく中で具体的な取組状況を

			育するだけでなく、教育後の具体的な取り組みを明確に記載していただきたい。	確認してまいります。
5	17	2	公営競技、ぱちんこ共にATMの撤去について、撤去期限を明確に記載いただきたい。	ATM等の撤去は、関係事業者の自主的な取組であり、撤去期限を明記いただいた団体以外の撤去時期を明記することは困難です。
6	23	1	ギャンブル等依存症問題の対策を進めている民間団体に対する補助事業費について、中央競馬会以外の団体においても、具体的な助成額を明示すべき。	民間団体に対する補助事業については、関係団体に確認して掲載していますが、補助内容は補助率、補助の金額などが多岐にわたりすべてを掲載することは困難です。 本計画では補助事業実施先で民間団体への補助があることの周知までとし、助成額等詳細については、補助を希望する民間団体が実施先に確認していただきたいと考えています。
7	26	6	一般的には、日常生活や社会生活に重大な支障をもたらすほど、ゲームに依存している状態を「ゲーム依存症」と呼んでおり、上記の指摘は因果が逆であり不相当である。実際に、国会答弁においても、厚労省はゲーム依存症の原因については発症のメカニズムは現時点で確立した科学的知見は承知して無いとしており、上記の因果があるかの様な表現は不適切である。  また『「ゲーム・ネットへの依存」も含めた依存症の啓発用冊子』についても、ゲームやインターネットの持続的、反復的な利用がゲーム・ネットへの依存に繋がるという科学的根拠に基づかない前提に作成されており、問題である。	いただいた御意見を参考に「ゲームやインターネットを楽しんでいるうちに、いつの間にか使用時間や課金額などが過度となり、自分でコントロールできなくなってしまう場合には、日常生活や社会生活に支障をもたらすことに繋がるおそれもあるため、依存の状態として考えざるを得なくなります。そのため、ゲームやインターネットへの依存に関する対策にも、取り組んでいく必要があります。」に修正させていただきました。  また、千葉県精神保健福祉センターで作成している啓発用冊子については、ゲームやインターネットと健康に付き合うためのポイントなどを掲載したものとなり、御意見のような前提で作成しているものではないため、問題はないと考えます。  なお、県精神保健福祉センターでは、「ゲームを長時間行うことで生活(学校等)に支障が出ている」といった相談が寄せられていること、消費者センターにもオンラインゲームやインターネットゲームに関する相談が複数件寄せられていることから、相談等の必要

				な対策に取り組んでいく必要があると考えております。
8	17	2	<p>ギャンブルに関する宣伝や広告に対する規制についての項目を追加すべき。</p> <p>アルコールでは10代の広告起用は不可となっているが、ギャンブル広告に関しては若者に人気の芸能人を起用しファッション化や射幸心を煽りギャンブルへ誘導する傾向が強い。同様の規制を導入してほしい。</p>	<p>アルコールに関する広告については、酒類業中央9団体で構成される飲酒に関する連絡協議会で20歳未満の者を広告のモデルに使用しないことなどの自主基準を定めています。</p> <p>ぱちんこ業者については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により射幸心を煽るような広告が法律により厳しく禁じられており、公営競技団体についても、自主的な取組は進められていることを確認しました。</p> <p>御意見については、本計画策定後に開催するギャンブル等依存症対策推進協議会において共有してまいります。</p>
9	23	1	<p>行政や病院で民間団体自助グループを紹介するだけではつながらない。企画の時点から民間団体や自助グループを加えるなど当事者、家族の生の声を届けるための協力体制をとるべき。</p>	<p>本計画を進めていく中で企画する講演会等については、企画段階から参画いただけるようにするなど、いただいた御意見を反映していきます。</p>
10	39	1	<p>各民間団体のホームページも記載があると良いと思います。民間団体一覧に載っている個所は規定に限らず提供すべき。</p> <p>表示名に誤りがある。 誤:そがグループ茂原本納 正:かずさグループ茂原本納</p>	<p>本計画で掲載している一覧は、策定時に把握できた情報となります。</p> <p>民間団体の情報は常に最新の情報を掲載していく必要があり、県精神保健福祉センターのギャンブル等依存症対策に関する専用ページにおいて最新情報を掲載します。</p> <p>また、表示名は修正しました。</p>

#### 4. その他

設定した回答期限（3月14日）を過ぎて、「3. 提出された意見と県の考え方」のNo5と類似する意見が1件提出されています。